

たばこ税等の手持品課税納税申告書

(収受印)	※	申告者の種別	卸 ・ 小	通信日付印	※ 令和 年 月 日
令和 年 月 日 税務署長殿 知事殿 市区町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		(〒 -) (〇 - -) 店舗名 ()		
	申告者	住 所	(〒 -) (〇 - -)		
		氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)		
		個人番号又は法人番号	この欄は、2枚目から記入してください		
		同上代理人			

下記のとおり、令和2年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額
紙巻たばこ	 / 	⑤ 本	0.5	⑬ (⑤×0.5) 円	⑳ 円
葉巻たばこ	 / 	⑥ 本		⑭ (⑥×0.5) 円	㉑ 円
パイプたばこ	① g	⑦ (①×1) 本		⑮ (⑦×0.5) 円	㉒ 円
刻みたばこ	② g	⑧ (②×0.5) 本		⑯ (⑧×0.5) 円	㉓ 円
加熱式たばこ	 / 	⑨ 本		⑰ (⑨×0.5) 円	㉔ 円
かみ用のたばこ	③ g	⑩ (③×0.5) 本		⑱ (⑩×0.5) 円	㉕ 円
かぎ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本		㉒ (⑪×0.5) 円	㉖ 円
所持する製造たばこの数量の合計	⑫ (⑤～⑪の合計) 本		税額の合計額 (100円未満切捨て)	⑳ (⑬～⑱の合計) 円 00	㉘ (㉑～㉖の合計) 円 00
			納付すべき税額	㉙ (㉑又は㉒-㉘) 円 00	 /

区 分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)
道府県税	⑩ (⑫)	0.07	㉑ (⑩×0.07) 円
市町村税	本	0.43	㉒ (⑩×0.43) 円

区 分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	⑬ (⑩)	円 ㉓	㉗ (㉑又は㉓-㉓) 円
市町村税	⑭ (⑫)	円 ㉔	㉘ (㉒又は㉔-㉔) 円

税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名 (電話番号 - -)
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所 在 地 (〒 -) (〇 - -)	名 称
	(〒 -) (〇 - -)	

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

申告者控用

◎ 申告期限は令和2年11月2日(月)です ◎ 納期限は令和3年3月31日(水)です

たばこ税の手持品課税納税申告書

税務署提出用

収受印 令和 年 月 日 税務署長殿	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※
営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 -) (☎ - -) 店舗名 ()					
住所 (〒 -) (☎ - -)					
氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ)					
個人番号又は法人番号 ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。					
同上代理人					

下記のとおり、令和2年10月1日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額
紙巻たばこ	/	⑤ 本	0.5	⑬ (⑤×0.5) 円	⑳ 円
葉巻たばこ	/	⑥ 本		⑭ (⑥×0.5) 円	㉑ 円
パイプたばこ	① g	⑦ (①×1) 本		⑮ (⑦×0.5) 円	㉒ 円
刻みたばこ	② g	⑧ (②×0.5) 本		⑯ (⑧×0.5) 円	㉓ 円
加熱式たばこ	/	⑨ 本		⑰ (⑨×0.5) 円	㉔ 円
かみ用のたばこ	③ g	⑩ (③×0.5) 本		⑱ (⑩×0.5) 円	㉕ 円
かぎ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本		㉑ (⑪×0.5) 円	㉖ 円
所持する製造たばこの数量の合計		⑫ (⑤～⑪の合計) 本	税額の合計額 (100円未満切捨て)	⑳ (⑬～⑱の合計) 円 00	㉗ (㉑～㉖の合計) 円 00
			納付すべき税額	㉘ (㉑又は㉑-㉗) 円 00	/

税理士法第30条の書面提出	有	作成税理士署名
税理士法第33条の2の書面提出	有	(電話番号 - -)

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 -) (☎ - -)	名称
	(〒 -) (☎ - -)	

税務署整理欄					
修正申告の場合の当初申告年月日	※	令和 年 月 日	確認	※	納 期 限
通 信 日 付 印	※	令和 年 月 日	確認	※	令和 年 月 日
番号確認	※	身元確認	※ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	※

(注) ※欄には記入しないでください。

道府県たばこ税の手持品課税納税申告書

 都道府県提出用
(第一号様式)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;"> 収受印 </div>	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※
令和 年 月 日 知事殿 申告者	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 -) (☎ - -) 店舗名 ()				
	住所	(〒 -) (☎ - -)			
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)			
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
	同上代理人				

下記のとおり、令和2年10月1日現在における、道府県たばこ税の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量 (卸売販売業者等用)	
紙巻たばこ		⑤ 本	★ ⑤ 本	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>
葉巻たばこ		⑥ 本	★ ⑥ 本	
パイプたばこ	① g	⑦ (①×1) 本	★ ⑦ 本	
刻みたばこ	② g	⑧ (②×0.5) 本	★ ⑧ 本	
加熱式たばこ		⑨ 本	★ ⑨ 本	
かみ用のたばこ	③ g	⑩ (③×0.5) 本	★ ⑩ 本	
かぎ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本	★ ⑪ 本	
所持する製造たばこの数量の合計		⑫ (⑤～⑪の合計) 本		

区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)
道府県税	⑬ (⑫)	0.07	⑭ (⑬×0.07) 円

区分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	⑮ (⑭) 円	⑯ 円	⑰ (⑮又は⑮-⑯) 円

税理士法第30条の書面提出	有	作成税理士署名
税理士法第33条の2の書面提出	有	(電話番号 - -)

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 -) (☎ - -)	名称
	(〒 -) (☎ - -)	

都道府県整理欄					
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 令和 年 月 日	確認	※	納期限	令和 年 月 日
通信日付印	※ 令和 年 月 日	確認	※		令和 年 月 日
番号確認	※	身元確認	※ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	※

(注) 1 ※欄には記入しないでください。
 2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

市町村たばこ税の手持品課税納税申告書

 市区町村提出用
(第二号様)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収受印 </div>	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※
令和 年 月 日 市区町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 -) (☎ - -) 店舗名 ()				
	申 告 者	住所	(〒 -) (☎ - -)		
		氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)		
		個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
	同上代理人				

下記のとおり、令和2年10月1日現在における、市区町村たばこ税の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量 (卸売販売業者等用)	
紙巻たばこ		⑤ 本	★ ⑤ 本	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>
葉巻たばこ		⑥ 本	★ ⑥ 本	
パイプたばこ	① g	⑦ (①×1) 本	★ ⑦ 本	
刻みたばこ	② g	⑧ (②×0.5) 本	★ ⑧ 本	
加熱式たばこ		⑨ 本	★ ⑨ 本	
かみ用のたばこ	③ g	⑩ (③×0.5) 本	★ ⑩ 本	
かぎ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本	★ ⑪ 本	
所持する製造たばこの数量の合計		⑫ (⑤～⑪の合計) 本		

区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)
市区町村税	⑬ (⑫)	0.43	⑭ (⑬×0.43) 円

区分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)
市区町村税	⑮ (⑭) 円	⑯ 円	⑰ (⑮又は⑮-⑯) 円

税理士法第30条の書面提出	有	作成税理士署名
税理士法第33条の2の書面提出	有	(電話番号 - -)

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 -) (☎ - -)	名称
	(〒 -) (☎ - -)	

市区町村整理欄			
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 令和 年 月 日	確認	※ 納 期 限
通 信 日 付 印	※ 令和 年 月 日	確認	※ 令和 年 月 日
番号確認	※ 身元確認	※ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()

(注) 1 ※欄には記入しないでください。
 2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。